7　ワクチンの緊急接種

都道府県は、特別な事情がない限り、患畜と判定された日から遡って10日目の日以降に患畜又は２の⑴の②に該当する豚等と同一の畜舎で飼養されていた豚等（繁殖豚（繁殖の用に供されている又は供される予定であり、概ね半年以上の間隔で複数回ワクチン接種されており、かつ、２回目のワクチン接種日から20日以上経過した豚等をいう。以下同じ。）を除く。）に対して、速やかに法第31条第１項に基づき、家畜防疫員による緊急的なワクチンの追加接種を実施する。

8　監視プログラム

都道府県は、患畜、疑似患畜又は疫学関連家畜の飼養農場について、次の⑴及び⑵の措置（以下「監視プログラム」という。）を講じる。

⑴　移動制限

①　制限の対象

法第32条第１項に基づき、次に掲げるものの移動を禁止する。

ア　生きた豚等

イ　精液等

ウ　豚等の死体

エ　豚等の排せつ物等

オ　敷料、飼料及び家畜飼養器具（適切に消毒されたもの及び農場以外から移動されるものを除く。）

②　制限の期間

患畜の病性等判定日から90日が経過し、かつ、発生農場の防疫措置の完了（法第16条に基づくと殺、法第17条に基づく殺処分、法第21条に基づく死体の処理、法第23条に基づく汚染物品の処理及び法第25条に基づく畜舎等の消毒（３回目）が完了していることをいう。）から28日が経過した日までとする。ただし、防疫措置が完了した日から28日が経過する日までに新たに患畜又は２の⑴の②に該当する豚等が確認されなかった場合には、動物衛生課と協議の上、患畜の病性等判定日から90日が経過しているか否かにかかわらず、防疫措置が完了した日から28日が経過した日までとすることができる。

③　制限の対象外

②の移動制限の対象となった場合であっても、まん延防止のための措置が適切に実施されている場合等については、動物衛生課と協議の上、特定の場所（ワクチン接種区域内に限る。）へ移動させることができる。

⑵　報告徴求

都道府県は、監視プログラムを適用した農場に対し、毎日の健康観察を徹底するよう指導するとともに、豚熱発生農場であることに鑑み、飼養衛生管理基準の遵守、いのしし等の野生動物の侵入防止等の飼養衛生管理の徹底について改めて指導を徹底する。また、監視期間中、法第52条に基づき、毎日、異状の有無や死亡頭数等について、監視プログラムが解除されるまで報告するよう求める。

⑶　監視プログラム適用期間中に異常豚が確認された場合の対応

監視プログラムを適用した農場において、報告徴求等により飼養豚等において異状が認められた場合には、都道府県は第４の１から５までに準じた措置を講じる。当該措置において、豚熱を疑う症状を呈しており、遺伝子検出検査で陽性となった豚等については、当該豚等を疑似患畜として法第17条に基づき殺処分を命ずる。加えて、都道府県は、原則として、１から８までの防疫措置を再び講じる。